

組織規程（平成31年規程第18号）の一部を次のとおり改正する。

令和7年12月8日改正
経営委員会

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1条～第2条の9 略</p> <p>（三様監査会議）</p> <p>第2条の10 管理運用法人の財務報告等信頼性確保のため、監査委員会、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第40条の規定により厚生労働大臣が選任した会計監査人及び第8条に定める監査室が緊密な連携を保ち、それぞれの監査の実効性・効率性向上に資するための事項について審議を行う。</p> <p>第2条の11～第7条 略</p> <p>（部、室及び事務室の設置）</p> <p>第8条 管理運用法人に、次の部、室及び事務室を置く。</p> <p>総務部 人事部 経理部 企画部 調査数理部 運用リスク管理部 情報管理部 投資運用部</p>	<p>目次 略</p> <p>第1条～第2条の9 略</p> <p>（三様監査会議）</p> <p>第2条の10 管理運用法人の財務報告等信頼性確保のため、監査委員会、独立行政法人通則法第40条の規定により厚生労働大臣が選任した会計監査人及び第8条に定める監査室が緊密な連携を保ち、それぞれの監査の実効性・効率性向上に資するための事項について審議を行う。</p> <p>第2条の11～第7条 略</p> <p>（部、室及び事務室の設置）</p> <p>第8条 管理運用法人に、次の部、室及び事務室を置く。</p> <p>総務部</p> <p>経理部 企画部 調査数理部 運用リスク管理部 情報管理部 投資運用部</p>

新	旧
<p>ESG・スチュワードシップ推進部 オルタナティブ投資部 運用管理部 法務室 コンプライアンス室 監査室 経営委員会事務室 監査委員会事務室 （総務部の所掌事務）</p> <p>第9条 総務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1） 役員に係る事務（<u>人事部、経営委員会事務室及び監査委員会事務室の所掌に属するものを除く。</u>）に関すること。</p> <p>（2） 公印の管理に関すること。</p> <p>（3） 管理運用法人の組織に関すること。</p> <p><u>（4） 文書の収受に関すること。</u></p> <p><u>（5） 事業継続計画（BCP）に関すること。</u></p> <p><u>（6） 職場環境に関すること。</u></p> <p><u>（7） 前各号に掲げるもののほか、管理運用法人の事務で他部（室及び事務室を含む。以下同じ。）の所掌に属しないものに関すること。</u> <u>（人事部の所掌事務）</u></p> <p>第9条の2 <u>人事部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p><u>（1） 職員の採用、配置及び退職管理に関すること。</u></p> <p><u>（2） 給与、懲戒、サービスその他の人事に関すること。</u></p>	<p>ESG・スチュワードシップ推進部 オルタナティブ投資部 運用管理部 法務室 コンプライアンス室 監査室 経営委員会事務室 監査委員会事務室 （総務部の所掌事務）</p> <p>第9条 総務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1） 役員に係る事務（<u>経営委員会事務室及び監査委員会事務室の所掌に属するものを除く。</u>）に関すること。</p> <p>（2） 公印の管理に関すること。</p> <p>（3） 管理運用法人の組織に関すること。</p> <p><u>（4） 任免、給与、懲戒、サービスその他の人事並びに教養及び研修全般に関すること。</u></p> <p><u>（5） 文書の収受に関すること。</u></p> <p><u>（6） 衛生、医療その他福利厚生に関すること。</u></p> <p><u>（7） 事業継続計画（BCP）に関すること。</u></p> <p><u>（8） 前各号に掲げるもののほか、管理運用法人の事務で他部（室及び事務室を含む。以下同じ。）の所掌に属しないものに関すること。</u></p>

新	旧
<p>(3) <u>職員の育成に関すること。</u></p> <p>(4) <u>衛生、医療その他福利厚生に関すること。</u></p> <p>(経理部の所掌事務)</p> <p>第9条の3 経理部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>第10条～第13条の3 略</p> <p>(監査室の所掌事務)</p> <p>第14条 監査室においては、<u>次に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) 管理運用法人業務の内部監査に関すること。</p> <p>(2) 会計検査院の検査に関すること。</p> <p>(3) 規程等の制定又は改廃に関する連絡、調整及び登録その他の規程等の管理に関すること。</p> <p>第14条の2～第17条 略</p> <p>附 則</p> <p>略</p>	<p>(経理部の所掌事務)</p> <p>第9条の2 経理部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>第10条～第13条の3 略</p> <p>(監査室の所掌事務)</p> <p>第14条 監査室においては、<u>監査に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) 管理運用法人業務の内部監査に関すること。</p> <p>(2) 会計検査院の検査に関すること。</p> <p>(3) 規程等の制定又は改廃に関する連絡、調整及び登録その他の規程等の管理に関すること。</p> <p>第14条の2～第17条 略</p> <p>附 則</p> <p>略</p>

附 則(令和7.12.8改正)

この改正は、令和8年1月1日から施行する。

制裁規程（平成31年規程第24号）の一部を次のとおり改正する。

令和7年12月8日改正
経営委員会

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（調査及び報告書の作成等）</p> <p>第5条 役員の違法行為等に該当する疑いがあると認められる事案（以下「制裁等疑義事案」という。）が発生したときは、理事長等については、監査委員会が選定する監査委員（ただし、全ての監査委員が当該制裁等疑義事案に関する者である場合は、経営委員会が指名する経営委員会の委員長又は委員（監査委員を兼ねる委員を除く。）。以下「選定監査委員等」という。）が、理事については、<u>人事部長</u>が、速やかに調査を開始し、その事実の存否、内容、関係者等について十分に調査しなければならない。</p> <p>2、3 略</p> <p>4 <u>人事部長</u>は、第1項の調査により、理事について違法行為等に該当すると判断したときは、制裁等事案発生報告書を作成しなければならない。</p> <p>（制裁等事案の報告等）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>人事部長</u>は、前条第4項の規定に基づき、制裁等事案発生報告書を作成したときは、遅滞なくその内容を理事長及び監査委員に報告しなければならない。</p> <p>（忌避）</p>	<p>目次 略</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（調査及び報告書の作成等）</p> <p>第5条 役員の違法行為等に該当する疑いがあると認められる事案（以下「制裁等疑義事案」という。）が発生したときは、理事長等については、監査委員会が選定する監査委員（ただし、全ての監査委員が当該制裁等疑義事案に関する者である場合は、経営委員会が指名する経営委員会の委員長又は委員（監査委員を兼ねる委員を除く。）。以下「選定監査委員等」という。）が、理事については、<u>総務部長</u>が、速やかに調査を開始し、その事実の存否、内容、関係者等について十分に調査しなければならない。</p> <p>2、3 略</p> <p>4 <u>総務部長</u>は、第1項の調査により、理事について違法行為等に該当すると判断したときは、制裁等事案発生報告書を作成しなければならない。</p> <p>（制裁等事案の報告等）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>総務部長</u>は、前条第4項の規定に基づき、制裁等事案発生報告書を作成したときは、遅滞なくその内容を理事長及び監査委員に報告しなければならない。</p> <p>（忌避）</p>

新	旧
<p>第6条の2 第5条第1項の規定における理事の事案に関し、<u>人事部長</u>が当該事案に関する者であるときは、理事長は、<u>人事部長</u>に代わって同条第1項及び第4項に規定する権限を行う者を指名する。</p> <p>第7条～第9条 略</p> <p>(委員会の構成)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員は、審議役、コンプライアンス・オフィサー、<u>人事部長</u>、法務室長及びコンプライアンス室長をもって充てる。ただし、第6条の2の規定により理事長が指名した者があるときは、<u>人事部長</u>に代えて当該理事長が指名した者をもって充てることとする。</p> <p>4 略</p> <p>第11条～第13条 略</p> <p>(委員会の庶務)</p> <p>第14条 委員会の庶務は、<u>人事部</u>が行う。</p> <p>第15条～第17条 略</p> <p>附 則 略</p>	<p>第6条の2 第5条第1項の規定における理事の事案に関し、<u>総務部長</u>が当該事案に関する者であるときは、理事長は、<u>総務部長</u>に代わって同条第1項及び第4項に規定する権限を行う者を指名する。</p> <p>第7条～第9条 略</p> <p>(委員会の構成)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員は、審議役、コンプライアンス・オフィサー、<u>総務部長</u>、法務室長及びコンプライアンス室長をもって充てる。ただし、第6条の2の規定により理事長が指名した者があるときは、<u>総務部長</u>に代えて当該理事長が指名した者をもって充てることとする。</p> <p>4 略</p> <p>第11条～第13条 略</p> <p>(委員会の庶務)</p> <p>第14条 委員会の庶務は、<u>総務部総務・人事課</u>が行う。</p> <p>第15条～第17条 略</p> <p>附 則 略</p>

附 則 (令和7.12.8改正)

この改正は、令和8年1月1日から施行する。

内部通報及び外部通報に関する規程（平成31年規程第9号）の一部を次のとおり改正する。

令和7年12月8日改正
経営委員会

新				旧			
第1条～第13条 略				第1条～第13条 略			
附 則 略				附 則 略			
別表（第5条、第7条及び第10条関係）				別表（第5条、第7条及び第10条関係）			
通報対象者の区分	報告を受ける者	調査者	是正措置及び再発防止策を講ずる者	通報対象者の区分	報告を受ける者	調査者	是正措置及び再発防止策を講ずる者
略	理事長、理事、コンプライアンス・オフィサー（コンプライアンス・オフィサーが通報の事案に関する者である場合は、コンプライアンス・オフィサー代行）、法務室長、経営委員長及び監査委員（ただし通報の事案に関する者である場合は当該者を	選定監査委員（選定監査委員とは監査委員会において指名を受けた監査委員をいう。ただし、全ての監査委員が通報の事案に関する者である場合は、経営委員会が指名する経営委員長又は経営委員（監査委員を除く。）	略	略	理事長、理事、コンプライアンス・オフィサー（コンプライアンス・オフィサーが通報の事案に関する者である場合は、コンプライアンス・オフィサー代行）、法務室長、経営委員長及び監査委員（ただし通報の事案に関する者である場合は当該者を	選定監査委員（選定監査委員とは監査委員会において指名を受けた監査委員をいう。ただし、全ての監査委員が通報の事案に関する者である場合は、経営委員会が指名する経営委員長又は経営委員（監査委員を除く。）	略

新				旧			
	除く。)				除く。)		
略	理事長、理事、 コンプライアンス・オフィサー (コンプライアンス・オフィサーが通報の事案に関する者である場合は、コンプライアンス・オフィサー代 行)、 <u>人事部長</u> 、 法務室長及び監査委員 (ただし通報の事案に関する者である場合は当該者を除く。)	(理事又は職員の場合) コンプライアンス・オフィサー (コンプライアンス・オフィサーが通報の事案に関する者である場合は、コンプライアンス・オフィサー代 行)	略	略	理事長、理事、 コンプライアンス・オフィサー (コンプライアンス・オフィサーが通報の事案に関する者である場合は、コンプライアンス・オフィサー代 行)、 <u>総務部長</u> 、 法務室長及び監査委員 (ただし通報の事案に関する者である場合は当該者を除く。)	(理事又は職員の場合) コンプライアンス・オフィサー (コンプライアンス・オフィサーが通報の事案に関する者である場合は、コンプライアンス・オフィサー代 行)	略

附 則 (令和 7. 12. 8 改正)

この改正は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。